中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８―５　日本郵政グループ松山ビル６Ｆ
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市旭町１―９　カフーナ旭橋Ｂ―１街区５Ｆ

5　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月23日

長野労働局長　石田　茂雄

第４号中「１時間837円」を「１時間854円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年11月27日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月23日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間836円」を「１時間859円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月23日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間748円」を「１時間750円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年10月23日

沖縄労働局長　待鳥　浩二

第４号中「１時間732円」を「１時間750円」に改める。

統　計

機械受注統計調査報告（平成29年８月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

1987（昭和62）年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年４月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年１月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

需要者＼期・月	（平成28年）7～9月	10～12月	（平成29年）1～3月	4～6月	（平成29年）5月	6月	7月	8月
受注総額	63,964	72,530	66,798	67,918	22,246	22,706	23,822	25,839
	（－1.1）	（13.4）	（－7.9）	（1.7）	（－3.1）	（2.1）	（4.9）	（8.5）
	〔－9.0〕	〔0.8〕	〔－4.7〕	〔4.6〕	〔8.2〕	〔4.3〕	〔10.2〕	〔21.5〕
民需	30,395	33,701	28,841	28,588	9,442	9,859	9,972	10,589
	（2.5）	（10.9）	（－14.4）	（－0.9）	（1.7）	（4.4）	（1.1）	（6.2）
	〔0.9〕	〔7.3〕	〔－12.1〕	〔－2.7〕	〔－2.6〕	〔－3.0〕	〔－2.9〕	〔3.2〕
〃（船舶・電力を除く）	25,771	25,859	25,507	24,314	8,055	7,900	8,533	8,824
	（5.5）	（0.3）	（－1.4）	（－4.7）	（－3.6）	（－1.9）	（8.0）	（3.4）
	〔6.5〕	〔3.6〕	〔－1.0〕	〔－1.0〕	〔0.6〕	〔－5.2〕	〔－7.5〕	〔4.4〕
製造業	10,520	10,800	10,346	10,733	3,656	3,458	3,557	4,130
	（1.9）	（2.7）	（－4.2）	（3.7）	（1.0）	（－5.4）	（2.9）	（16.1）
	〔－0.5〕	〔3.5〕	〔－6.8〕	〔3.5〕	〔6.3〕	〔－3.2〕	〔－1.8〕	〔14.7〕
非製造業（船舶・電力を除く）	15,353	15,202	15,206	13,696	4,473	4,508	4,723	4,869
	（6.2）	（－1.0）	（0.0）	（－9.9）	（－5.1）	（0.8）	（4.8）	（3.1）
	〔11.8〕	〔3.3〕	〔3.1〕	〔－4.5〕	〔－4.0〕	〔－6.9〕	〔－12.3〕	〔－2.8〕
官公需	7,610	8,639	8,475	6,982	1,846	2,771	2,678	3,156
	（8.3）	（13.5）	（－1.9）	（－17.6）	（－22.0）	（50.1）	（－3.3）	（17.8）
	〔－6.4〕	〔37.8〕	〔－11.4〕	〔1.9〕	〔－19.7〕	〔15.8〕	〔－1.6〕	〔25.3〕
外需	23,000	26,571	25,977	28,470	9,414	9,124	9,959	11,100
	（－8.6）	（15.5）	（－2.2）	（9.6）	（－5.2）	（－3.1）	（9.1）	（11.5）
	〔－21.7〕	〔－12.9〕	〔8.0〕	〔12.4〕	〔25.4〕	〔8.9〕	〔30.1〕	〔44.5〕
代理店	3,533	3,529	3,608	3,759	1,230	1,275	1,267	1,259
	（7.5）	（－0.1）	（2.2）	（4.2）	（－2.0）	（3.6）	（－0.6）	（－0.6）
	〔10.1〕	〔4.8〕	〔2.9〕	〔13.9〕	〔21.1〕	〔11.6〕	〔8.2〕	〔9.2〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。